

郡山市国民保護計画 資料編

(平成28年1月修正)

郡山市

目次

第1 関係機関の所在地及び連絡先

1 指定行政機関及び指定地方行政機関	1
2 指定公共機関	2
3 指定地方公共機関	3
4 関係県機関（県警察含む）	4
5 郡山地方広域消防組合	4
6 隣接市町村	5
7 その他関係機関	6
8 医療機関	7
(1) 市内医療機関	7
(2) 指定医療機関等	8
(3) 患者収容施設等	10

第2 関係様式

1 安否情報省令	11
2 公用令書	18
3 被害情報の報告様式	20

第3 避難実施要領

1 弾道ミサイル攻撃の場合	22
2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	25
3 避難誘導における留意点	35

第4 緊急輸送路

40

第5 避難場所一覧

43

第6 その他

1 県との連携確保のための調整における主な留意事項	55
2 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担	55
3 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担	56
4 避難実施時に必要となる主な基礎的資料	56
5 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担	57
6 救援実施時に必要となる主な基礎的資料	58
7 住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等	59
8 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係	60
9 安否情報の収集及び提供のフロー	60

第7 関係条例等

1 郡山市国民保護協議会条例	61
2 郡山市国民保護対策本部及び郡山市緊急対処事態対策本部条例	64
3 郡山市の特殊表彰及び身分証明書に関する交付要綱	65

第8 郡山市国民保護計画の修正履歴

75

第9 用語集

76

第1 関係機関の所在地及び連絡先

1 指定行政機関及び指定地方行政機関

	名称	所在地	電話	備考
1	内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	(03)3581-1513	大臣官房総務課
2	防衛省	東京都新宿区市谷本村 町5-1	(03)3268-3111	運用企画局事態対処課
3	総務省消防庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03)5253-7550	国民保護・防災部防災課
			(03)5253-7551	国民保護室
			(03)5253-7777	【休日・夜間等】宿直室
4	農林水産省	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03)6744-2368	大臣官房食料安全保障課
5	国土交通省	東京都千代田区霞が関 2-1-3	(03)5253-8888	危機管理室
6	経済産業省	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1327	大臣官房総務課
7	厚生労働省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	(03)3595-2612	社会・援護局総務課
8	原子力規制委員会	東京都港区六本木1-9- 9	(03)3581-3352	
9	自衛隊 福島地方協力本部	福島市南町86	(024)546-1919	
10	陸上自衛隊 郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ 門林1	(024)951-0225	
11	東北財務局 福島財務事務所	福島市松木町13-2	(024)535-0301	
12	福島労働局 郡山労働基準監督署	郡山市桑野2-1-18	(024)922-1370	
13	福島労働局 郡山公共職業安定所	郡山市方八町2-1-26	(024)942-8609	
14	東北農政局 福島地域センター 郡山庁舎	郡山市字神明町4-22	(024)922-1614	
15	関東森林管理局 福島森林管理署 郡山森林事務所	郡山市富久山町福原字 水尾沢18-8	(024)923-4458	
16	東北地方整備局 郡山国道事務所	郡山市安積町荒井字丈 部内28-1	(024)946-0333	
17	東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所	郡山市富久山町久保田 字中台12	(024)943-6591	
18	東北運輸局 福島運輸支局	福島市吉倉字吉田54	(024)645-0345	
19	仙台管区气象台 福島地方气象台	福島市松木町1-9	(024)534-6724	

2 指定公共機関

	名称	所在地	電話	備考
1	日本赤十字社 福島県支部郡山市地区	郡山市朝日 1-29-9	(024)932-5311	郡山市社会福祉 協議会内
2	日本放送協会 郡山支局	郡山市麓山 1-5-21	(024)932-5500	
3	日本郵便株式会社 郡山郵便局	郡山市朝日 2-24-6	(024)932-0700	
4	東日本高速道路株式会社 郡山管理事務所	郡山市喜久田町字下尾 池 1	(024)951-1721	
5	日本貨物鉄道株式会社 郡山営業支店	郡山市安積町荒井字猫 田 1-2	(024)943-1082	
6	東日本電信電話株式会社 福島支店	福島市山下町 5-10	フリーダイヤル 0120-444-113	
7	東北電力株式会社 郡山営業所	郡山市細沼町 1-5	(024)932-6314	
8	ジェイアールバス東北株式会社 福島支店	福島市太田町 3-11	(024)534-2011	
9	佐川急便株式会社 郡山営業所	本宮市荒井字久保田 111-1	(024)326-1076	
10	西濃運輸株式会社 郡山支店	須賀川市大字滑川字池 田 200-4	(024)876-3121	
11	日本通運株式会社 郡山支店	郡山市大町 2-2-1	(024)932-1211	
12	福山通運株式会社 郡山支店	郡山市喜久田町字菖蒲 池 19-1	(024)959-2645	
13	ヤマト運輸株式会社 郡山主管支店	郡山市日和田町高倉字 古川 4-8	(024)958-5088	
14	東日本旅客鉄道株式会社 郡山駅	郡山市燧田 195	(024)932-6001	

3 指定地方公共機関

	名称	所在地	電話	備考
ガス	一般社団法人 福島県エルピーガス協会 郡山支部	郡山市安積町日出山 4-41	(024) 943-8585	
輸送 (バス)	福島交通株式会社 郡山支社	郡山市字向河原 2-23	(024) 944-5400	
輸送	公益社団法人 福島県トラック協会 県中支部	郡山市喜久田町卸 3-5	(024) 963-0780	事務局
放送	福島テレビ株式会社 郡山総支社	郡山市虎丸町 2-11	(024) 931-8000	報道制作局 報道部
	株式会社福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	(024) 923-3329	報道部
	株式会社福島放送	郡山市桑野 4-3-6	(024) 933-5853	報道制作部
	株式会社テレビユー福島 郡山支社	郡山市神明町 4-4	(024) 934-1223	報道部
	株式会社ラジオ福島 郡山総支社	郡山市菜根 2-9-9	(024) 923-6622	編成局 制作報道部
	株式会社エフエム福島	郡山市神明町 4-4	(024) 991-9000	放送本部
医療	一般社団法人郡山医師会	郡山市朝日 2-15-1	(024) 922-8087	
	一般社団法人郡山歯科医師会	郡山市朝日 2-15-1	(024) 935-3010	
	一般社団法人郡山薬剤師会	郡山市中町 1-19	(024) 922-4328	
	公益社団法人福島県看護協会 郡山地区支部	郡山市向河原町 159-7 ポラリス保健看護学院	(024) 983-5010	
	公益社団法人 福島県放射線技師会	福島市森合字蒲原 16-7	(024) 559-1043	

資料編

第1 関係機関の所在地及び連絡先

4 関係県機関（県警察含む）

担当部署	住所	電話番号	備考
福島県危機管理総室	福島市杉妻 2-16	(024) 521-8651	
福島県県中地方振興局	郡山市麓山 1-1-1	(024) 935-1200	
福島県県中農林事務所	郡山市麓山 1-1-1	(024) 935-1510	
福島県県中建設事務所	郡山市麓山 1-1-1	(024) 935-1408	
福島県県中保健福祉事務所	須賀川市旭町 153-1	(024) 875-7800	
福島県県中流域下水道建設事務所	郡山市日和田町字山ノ井 5	(024) 958-3861	
福島県県中教育事務所	郡山市麓山 1-1-1	(024) 935-1483	
福島県郡山警察署	郡山市字城清水 23	(024) 922-2800	
福島県郡山北警察署	郡山市富田町字下曲田 2-8	(024) 991-0110	

5 郡山地方広域消防組合

名称	住所	電話番号	備考
消防本部	郡山市堂前町 5-16	(024) 923-8173	
郡山消防署	郡山市堂前町 5-16	(024) 933-8175	
熱海分署	郡山市熱海町熱海 2-65	(024) 984-3124	
日和田分署	郡山市日和田町字山ノ井 1-1	(024) 958-2140	
田村分署	郡山市田村町岩作字穂多礼 57-5	(024) 955-3127	
大槻基幹分署	郡山市大槻町字中前田 15-2	(024) 951-1590	
安積分署	郡山市安積 2-354	(024) 945-2141	
喜久田基幹分署	郡山市喜久田町卸 1-134-1	(024) 959-6530	
針生救急所	郡山市大槻町笹ノ台 34-1	(024) 923-5110	
湖南分署	郡山市湖南町三代字原木 390-8	(024) 982-2468	
中田分署	郡山市中田町下枝字柏田 202-1	(024) 973-2114	
田村消防署	田村市船引町船引字中島 70	(024) 782-1200	
(移分駐所)	田村市船引町上移字後田 52	(024) 786-2950	
三春分署	田村郡三春町字亀井 88	(024) 762-4049	
小野分署	田村郡小野町大字小野新町字知宗 57-1	(024) 772-2630	
滝根分署	田村市滝根町菅谷字入 257-1	(024) 778-2511	
大越分遣所	田村市大越町下大越字中田 140-2	(024) 768-3899	
都路分署	田村市都路町古道字戸屋 79	(024) 775-3000	
常葉分署	田村市常葉町常葉字古御門 61	(024) 777-2271	

6 隣接市町村

名称	住所	電話番号	備考
田村市	田村市船引町船引字馬場河原 20	(024) 782-2111	生活環境課
三春町	田村郡三春町字大町 1-2	(024) 762-2111	総務課
小野町	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92	(024) 772-2111	町民生活課
須賀川市	須賀川市八幡町 135	(024) 875-1111	生活課
天栄村	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78	(024) 882-2111	総務課
平田村	石川郡平田村大字永田字広町 34	(024) 755-3111	住民課
会津若松市	会津若松市東栄町 3-46	(024) 239-1111	危機管理課
猪苗代町	耶麻郡猪苗代町字城南 100	(024) 262-2111	総務課
本宮市	本宮市本宮字万世 212	(024) 333-1111	防災対策課
大玉村	安達郡大玉村玉井字星内 70	(024) 348-3131	住民生活課

7 その他関係機関

	名称	所在地	電話	備考
市町村	福島県市長会	福島市中町 8-2 福島県自治会館内	(024) 522-6682	
	福島県町村長会	福島市中町 8-2 福島県自治会館内	(024) 523-0131	
消防	福島県消防長会	福島市天神町 14-25	(024) 534-9101	福島市消防本部 消防総務課
	福島県消防協会	福島市中町 5-21 消防会館内	(024) 522-5974	
ボランティア	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	郡山市朝日 1-29-9	(024) 924-2968	郡山市ボランティアセンター
国際交流	郡山市国際交流協会	郡山市朝日 1-23-7 本庁舎 2階	(024) 924-2970	
ガス	東部ガス株式会社	郡山市大町 2-17-4	(024) 932-3333	
運送	公益社団法人福島県バス協会	福島市吉倉字吉田 40	(024) 546-1478	
	郡山地区 ハイヤータクシー協同組合	郡山市桑野 1-14-40	(024) 023-6490	
警備	社団法人福島県警備業協会	福島市中町 4-20 みんゆうビル 401	(024) 523-4911	
道路管理者	福島県道路公社	西白河郡矢吹町下宮崎 166	(024) 841-2171	総務部総務課
新聞社	株式会社福島民報社 郡山本社	郡山市桑野 2-37-24	(024) 922-3155	
	福島民友新聞社株式会社 郡山総支社	郡山市神明町 4-4	(024) 922-4511	

8 医療機関

(1) 市内医療機関

名称	所在地	電話番号	備考
		FAX 番号	
※針生ヶ丘病院	郡山市大槻町字天正坦 11	(024) 932-0201	
		(024) 925-0166	
※医療法人安積保養園付属 あさかホスピタル	郡山市安積町笹川字経坦 45	(024) 945-1701	
		(024) 945-1735	
一般社団法人郡山医師会 郡山市医療介護病院	郡山市上亀田 1-1	(024) 934-1240	
		(024) 934-1070	
福島県総合療育センター	郡山市富田町字上ノ台 4-1	(024) 951-0250	
		(024) 951-0143	
◎一般財団法人太田綜合病院 付属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海 5-240	(024) 984-0088	
		(024) 984-3174	
◎寿泉堂綜合病院	郡山市駅前 1-8-16	(024) 932-6363	
		(024) 939-3303	
寿泉堂香久山病院	郡山市香久池 1-18-11	(024) 932-6368	
		(024) 922-7178	
◎公益財団法人星綜合病院	郡山市向河原町 159-1	(024) 983-5511	
		(024) 939-3141	
医療法人郡山病院	郡山市清水台 2-7-4	(024) 932-0107	
		(024) 925-0445	
医療法人慈繁会付属土屋病院	郡山市七ツ池町 26-19	(024) 932-5425	
		(024) 932-8550	
奥羽大学歯学部付属病院	郡山市富田町字三角堂 31-1	(024) 932-8931	
		(024) 938-9192	
医療法人社団新生会 南東北第二病院	郡山市八山田 6-95	(024) 932-0503	
		(024) 932-0892	
日東病院	郡山市細沼町 3-6	(024) 932-0164	
		(024) 935-6613	
◎※一般財団法人太田綜合病院 付属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	(024) 925-1188	地域災害医療 センター
		(024) 925-7791	
医療法人明信会今泉眼科病院	郡山市堂前町 20-9	(024) 922-0665	
		(024) 935-5550	
医療法人佐藤胃腸科外科病院	郡山市図景 1-4-6	(024) 922-3800	
		(024) 922-3545	
一般財団法人慈山会医学研究所 付属坪井病院	郡山市安積町長久保 1-10-13	(024) 946-0808	
		(024) 947-0035	
医療法人創流会朝日病院	郡山市朝日 3-8-2	(024) 922-7527	
		(024) 922-7597	
◎桑野協立病院	郡山市島 2-9-18	(024) 933-5422	
		(024) 923-6169	

◎一般財団法人脳神経疾患研究所 所属総合南東北病院	郡山市八山田 7-115	(024)934-5322	
		(024)934-3165	
◎医療法人明信会今泉西病院	郡山市朝日 2-18-8	(024)934-1515	
		(024)922-5407	
※公益財団法人星総合病院附属 星ヶ丘病院	郡山市片平町字北三天 7	(024)952-6411	
		(024)952-6643	

注1 県健康衛生総室ホームページから一部修正の上引用した。平成27年4月1日現在（133箇所）

2 表中、「◎」は救急病院 「※」は指定精神病院等を意味する。

3 病床数は医療法第7条による開設許可病床数である。

(2) 指定医療機関等

指定等	機関名	住所	連絡先	病床数	備考	
災害医療センター	基幹災害医療センター	公立学校法人福島県立医科大学付属病院	福島市光が丘 1	(024) 547-1111	778	
	地域災害医療センター	総合病院福島赤十字病院	福島市入江町 11-31	(024) 534-6101	359	県北地域
		一般財団法人太田総合病院付属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	(024) 925-1188	1,105	県中地域
		福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	(024) 822-2211	471	県南地域
		一般財団法人温知会会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	(024) 225-1515	898	会津地域
		福島県立南会津病院	南会津郡田島町大字永田字風下 14-1	(024) 162-7111	98	南会津地域
		南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目 54-6	(024) 422-3181	230	相双地域
		いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	(024) 626-3151	761	いわき地域
感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	大阪府泉佐野市りんくう往来北 2-23	(072) 469-3111	2	
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター	東京都新宿区戸山 1-21-1	(03) 3202-7181	4	
	第一種感染症指定医療機関	福島県立医科大学医学部附属病院	福島市光が丘 1	(024) 547-1111	2	天然痘ウイルス
		公益財団法人東京都保健医療公社都立荏原病院	東京都大田区東雪谷 4-5-10	(03) 5734-8000	2	
		東京都立墨東病院	東京都墨田区江東橋 4-23-15	(03) 3633-6151	2	
		山形県立中央病院	山形市大字青柳 1800	(023) 685-2626	2	
	第二種感染症指定	総合病院福島赤十字病院	福島市入江町 11-31	(024) 534-6101	6	県北地域天然痘ウイルス

医療機関	公立岩瀬病院	須賀川市北町 20	(024) 875-3111	6	県中地域 天然痘ウィルス	
	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地弥次郎 2-1	(024) 822-2211	4	県南地域 天然痘ウィルス	
	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	会津若松市河東町矢沢字前田 21-2	(024) 275-2100	8	会津・南会津地域 天然痘ウィルス	
	福島県立大野病院	双葉郡大熊町大字下野上字大野 98-1	(024) 032-2240	4	相双地域 天然痘ウィルス	
	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	(024) 626-3151	6	いわき地域 天然痘ウィルス	
被ばく医療機関	福島県立大野病院	双葉郡大熊町大字下野上字大 98-1	(024) 032-2240			
	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目 54-6	(024) 422-3181			
	福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前 100	(024) 033-2151			
	今村病院	双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前 243	(024) 022-6522			
	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	(024) 626-1111			
	二次被ばく医療機関	福島県立医科大学医学部附属病院	福島市光が丘 1	(024) 547-1046		
	三次被ばく医療機関	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	(043) 251-2111		

注1 災害医療センターについては「県災害救急医療マニュアル」（県保健福祉部 平成9年3月）、感染症指定医療機関については「県感染症予防計画」（県保健福祉部 平成16年11月）、被ばく医療機関については「県緊急被ばく医療活動マニュアル」（県保健福祉部 平成16年）から一部修正のうえ引用した。

- 2 表中の「病床数」について、「感染症指定医療機関」については、感染症病床数である。
- 3 備考欄に「天然痘ウィルス」と記載されている医療機関については、「県天然痘対応行動計画」（県保健福祉部 平成16年6月）にレベルⅢ（国内患者発生時）時の患者受入医療機関として定められているものである。なお、天然痘ウィルスについては、感染症指定医療機関以外にも、社会保険二本松病院（二本松市）、独立行政法人国立病院機構福島病院（須賀川市）、竹田総合病院（会津若松市）、会津中央病院（同市）、福島県立南会津病院（田島町）が患者受入医療機関に指定されている。
- 4 東北太平洋沖地震発生及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県立大野病院（大熊町）、双葉厚生病院（双葉町）、今村病院（富岡町）については現在閉鎖中（平成27年4月現在）。

(3) 患者収容施設等

原因物質	機関名	住所	連絡先 (昼間)	備考
天然痘	福島市国体記念体育館	福島市仁井田西下川原41-1	(024) 539-5500	県北地域
	郡山自然の家	郡山市逢瀬町多田野字中丸山46	(024) 957-2111	県中地域
	郡山市青少年会館	郡山市大槻町字漆棒82	(024) 961-8282	県中地域
	白河中央体育館	白河市字北中原30	(024) 822-8971	県南地域
	会津自然の家	河沼郡会津坂下町大字八日沢字西 東山4495-1	(024) 283-2480	会津地域
	大熊町総合体育館	双葉郡大熊町大字夫沢字中央台 851-3	(024) 032-3604	相双地域
	檜葉町総合体育館	檜葉町大字北田字鐘突堂5-5	(024) 022-2236	相双地域
	いわき海浜自然の家	いわき市久之浜町田之綱字向山53	(024) 632-7700	いわき地域

注1 「県天然痘対応行動計画」（県保健福祉部 平成16年6月）に定められる「患者が発生した場合の想定患者収容施設」を引用した。

2 相双地区で指定されている「大熊町総合体育館」については、東北太平洋沖地震発生及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域に指定されている。（平成27年4月現在）

第2 関係様式

1 安否情報省令

「安否情報省令」
武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成17年総務省令第44号)

最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するみに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2

項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

(注 この条は、平成19年4月1日からの施行となる。)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日総務省令第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「番号利用法整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。)第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード(次項において「住民基本台帳カード」という。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)とみなして、第5条及び第6条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第3条の規定による改正後の住民基本台帳の一部写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号及び第11条第1号イ

二 第9条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(次条において「新公的個人認証法施行規則」という。)第5条第1項第1号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、及び第2項第1号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、及び第2項第1号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第75条第2項第1号及び第3項第1号並びに第76条第2項第1号及び第3項第1号

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

四 第11条の規定による改正後の統計法施行規則(以下この号において「新統計法施行規則」という。)第11条第2項第1号(新統計法施行規則第16条において準用する場合を含む。)

五 第12条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。)第5条第1項第1号イ(新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第11条第6項、第12条第1項及び第2項、第13条第3項、第14条第3項並びに第24条において準用する場合を含む。)

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の街頭	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、「○」で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、「○」で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか、「○」で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市長村長)		年 月 日
申 請 者		
		住所(居所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) (市長村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 紹 介 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

2 公用令書

(1) 公用令書様式第一

収用第 号 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 住 所</p> <p style="text-align: right;">第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する 第 183 条において準用する</p> <p>第 81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 第 81 条第 4 項 (理由)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 氏 名 ㊟</p>					
収用すべき 物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(2) 公用令書様式第二

収用第 号 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 住 所</p> <p style="text-align: right;">第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する 第 183 条において準用する</p> <p>第 81 条第 3 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第 81 条第 4 項 (理由)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 氏 名 ㊟</p>				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(3) 公用令書様式第三

収用第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所	第 82 条	第 183 条において準用する	第 82 条	の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。	(理由)
	年 月 日	処分権者 氏 名	⑩				
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

(4) 公用令書様式第四

収用第 号	公 用 取 消 令 書	氏 名 住 所	第 81 条第 2 項 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 82 条	第 183 条において準用する 第 183 条において準用する 第 183 条において準用する 第 183 条において準用する	第 81 条第 2 項 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 82 条	の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に係る処分を
						取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行書 第 16 条 の規定により、これを交付する。 第 52 条において準用する第 16 条 (取り消した処分の内容)
	年 月 日	処分権者 氏 名	⑩			

3 被害情報の報告様式

○年○月○日に発生した○○○○による被害（第○報）

年 月 日 時 分
郡 山 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 郡山市 町・丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
		重傷 (人)	軽傷 (人)			

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡の年月日	性別	年齢	概況

第3 避難実施要領

【避難実施要領のパターン】（避難マニュアル）

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から避難の指示を行う都道府県や、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

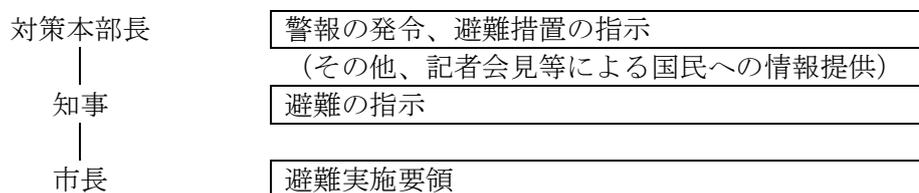
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

1 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

郡山市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

- ・ 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。
- ・ このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（P37参照）が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備された場合には、国において、市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気をできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内退避時に備えて最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・ 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

郡山市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、○○市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

郡山市は、A・B・C地区住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難所に徒歩により集まり、当該一時避難所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※）原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聞いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、個別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(P37参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

- 誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- 事態が鎮静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- (※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- (※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要請は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所:郡山市役所
- オ 現地調整所:〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

郡山市長
○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○月○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある(○月○日○時現在)

(2) 避難誘導の全般的方針

○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地区において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が鎮静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の鎮静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民がなんら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

○時現在

○地区については、○道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC 攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関による DMAT が編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域や NBC 等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

郡山市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇一丁目及び二丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇一丁目～五丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

郡山市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇一丁目～五丁目の住民は、屋内へ避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を爆発が発生した、地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行して、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に FAX 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、同法関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における NBC への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより屋内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣類等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の運送等を要請する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：郡山市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

3 避難誘導における留意点

(1) 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また、避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、また、それを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携のとれた対応を行う。
- 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

(3) 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供を行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC 攻撃のように、NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

(4) 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適切と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- 老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による運送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- 「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

	取組例	課題等
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知したうえで、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報を共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要

※「災害時要援護者の避難支援ガイドラン」（平成17年3月）より

(5) 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- 避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- 避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- 避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めるとともに（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

(7) 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平素は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・運送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

(8) 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」とであると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
 - 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
 - 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官等がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」(内閣官房) 参考

第4 緊急輸送路

種別	路線名	区間	種別	路線名	区間
第1次確保路線			第2次確保		
国道	4号	栃木県境～宮城県境	国道	114号	全線
	6号	茨城県境～宮城県境		115号	国道4号～国道49号
	13号	国道4号～山形県境		118号	古殿須賀川線～国道49号
	49号	国道6号～新潟県境		252号	国道289号～国道49号
	113号	県道相馬港線～宮城県境		288号	全線
	115号	国道6号～国道4号		289号	赤坂東野塙線鮫川村～塙町
	118号	茨城県境～国道4号			国道118号～西郷村役場入
	121号	栃木県境～山形県境			国道121号～下郷町役場入
		国道121号～国道252号			
高速自動車道	東北自動車道	栃木県境～宮城県境			国道6号～勿来IC
	常盤自動車道	茨城県境～常盤富岡IC		294号	国道289号～国道118号
	磐越自動車道	いわきJCT～新潟県境		349号	赤坂東野塙線鮫川村～五十沢国見線
主要地方道	古殿須賀川線	福島空港西線～国道118号		352号	国道121号～檜枝岐村役場
	中野須賀川線	国道118号～須賀川IC		399号	国道6号～小川支所
	小名浜平線	全線			小野富岡線～国道114号
一般県道	玉川田村線	古殿須賀川線～国道49号		400号	国道349号～福島飯坂線
	長塚請戸浪江線	請戸漁港～国道6号			401号
	日中喜多方線	国道121号バイパスを結ぶ区間		国道118号～会津坂下会津高田線	
	相馬港線	全線		459号	
	福島空港西線	全線			国道115号～喜多方会津坂下線
臨港道路	小名浜臨港道路	臨港道路5・6号ふ頭内線～臨港道路1号渚地区～国道6号		福島保原線	国道115号～国道349号
	相馬臨港道路	臨港道路3号ふ頭内線～幹線臨港道路1号線～県道相馬亘理線			
主要地方道				福島飯坂線	全線
				飯野三春石川線	国道114号～川俣安達線
			福島吾妻裏磐梯線	国道13号～国道13号福島西道路	
			霊山松川線	飯野三春石川線～大沢広表線	
			川俣安達線	飯野三春石川線～国道114号	
			白石国見線	国道4号～国見IC	
			本宮三春線	国道4号～本宮熱海線	
			原町川俣線	全線	
			浪江国見線	国道4号～国道349号	
			本宮熱海線	国道4号～本宮三春線	
要地方道	船引大越小野線	全線	一般県道	矢吹小野線	国道4号～古殿須賀川線(福島空港・あぶくま南道路含む)
	小野郡山線	国道4号～東部ニュータウン入口		常盤勿来線	国道289号～日立いわき線
	中野須賀川線	須賀川IC～郡山長沼線		飯坂桑折線	国道4号～国見福島線

中ノ沢熱海線	国道49号～磐梯熱海IC	国見福島線	飯坂桑折線～桑折町役場入
郡山長沼線	国道4号～長沼喜久田線	飯坂保原線	国道13号～福島保原線
長沼喜久田線	郡山長沼線～国道118号	二本松安達線	国道4号～須賀川二本松線
郡山停車場線	全線	須賀川二本松線	二本松安達線～国道459号
郡山湖南線	国道4号～国道4号バイパス	福島安達線	国道4号～安達停車場線
白河羽鳥線	国道4号～増見小田倉線	本宮岩代線	本宮三春線～白沢村役場
塙泉崎線	国道4号～棚倉矢吹線	五十沢国見線	国道4号～国道349号
棚倉矢吹線	国道289号～矢吹小野線	石筵本宮線	国道4号～大玉村役場入口
白河石川線	国道294号～南湖公園線	大沢広表線	霊山松川線～市道金沢立子山線
黒磯棚倉線	国道118号～棚倉町役場	伊達霊山線	国道349号～梁川霊山線
会津高田上三寄線	国道118号～会津坂下本郷	水原福島線	国道13号～国道115号
会津若松裏磐梯線	国道49号～猪苗代塩川線	南福島停車場線	国道115号～市道鳥川大笹生線
	国道118号～国道49号	梁川霊山線	国道349号～伊達霊山線
会津坂下河東線	国道49号湯川村～国道49号河東町	北方遅沢線	国道49号～石川鴉子線
会津坂下本郷線	国道49号～会津高田上三寄線	石川鴉子線	国道49号～北沢遅沢線
会津坂下会津高田線	国道49号～国道401号	河内郡山線	国道4号～国道49号
喜多方西会津線	喜多方停車場線～会津坂下山都線	下松本鏡石停車場線	全線
	国道49号～上郷船渡線	社田浅川線	国道118号～浅川町役場入
喜多方会津坂下線	国道459号～喜多方停車場線	赤坂東野塙線	国道118号～国道289号
塩川山都線	国道121号～塩川町役場		国道289号～国道349号
会津坂下山都線	喜多方西会津線～山都柳津線	南湖公園線	国道289号～白河石川線
猪苗代塩川線	全線	増見小田倉線	白河羽鳥線～村道役場前線
小野富岡線	国道6号～国道399号	小栗山宮下線	国道252号～国道252号
相馬亙理線	国津6号～新地停車場釣師線	浜崎高野会津若松線	国道49号～湯川村役場
相馬浪江線	国道115号～草野大倉鹿島線	湯川大町千	若松ガスを結ぶ
いわき上三坂小野線	常盤勿来線～いわき石川線	会津若松会津高田線	国道118号～会津高田会津本郷線
日立いわき線	国道289号～常盤勿来線		
いわき浪江線	国道6号～四倉IC		
小名浜小野線	国道6号～小名浜四倉線		
いわき石川線	全線		

種別	路線名	区間
第3次確保路線		
主要地方道	須賀川三春線	国道118号～須賀川二本松線
	矢吹天栄線	国道4号～大信村消防署
	棚倉鮫川線	国道118号～棚倉土木事務所
	日立いわき線	国道289号～勿来第一小学校
	常盤勿来線	関船体育館を結ぶ
	勿来浅川線	錦小学校を結ぶ
	小野四倉線	四倉支所を結ぶ
一般県道	原町二本松線	国道349号～東和消防出張所を結ぶ
	保原伊達崎桑折線	桑折消防署を結ぶ
	荒井郡山線	奥羽大学を結ぶ
	母畑白河線	白河石川線～高萩久田野停車場線
	久田野停車場線	国道4号～高萩久田野停車場線
	高萩久田野停車場線	母畑白河線～久田野停車場線
	甲塚古墳線	東北電力いわき営業所を結ぶ
市道		
郡山市道	八山田1号線	郡山北工業高校を結ぶ
	静町大徳南線	郡山高校を結ぶ

第5 避難場所一覧

旧市内

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	桑野小学校	亀田一丁目 36-17	(024) 923-2875
2	小原田小学校	小原田四丁目 5-18	(024) 944-3216
3	薫小学校	鶴見垣二丁目 19-7	(024) 932-5307
4	郡山第一中学校	菜根二丁目 1-31	(024) 932-5313
5	郡山第二中学校	神明町 5-10	(024) 932-5314
6	郡山第三中学校	菜根三丁目 1-13	(024) 932-5316
7	郡山第四中学校	横塚六丁目 25-31	(024) 944-1692
8	小原田中学校	小原田三丁目 20-41	(024) 944-5225
9	野鳥の森学習館	菜根四丁目 18-6	(024) 934-2180
10	橘地域公民館	本町一丁目 20-18	(024) 923-9930
11	総合福祉センター	朝日一丁目 29-9	(024) 924-2950
12	二十一世紀記念公園 (公園内施設)	麓山一丁目 89-2	(024) 924-2194
13	市民プラザ (ビッグアイ 6, 7 F)	駅前二丁目 11-1	(024) 922-5544
14	金透小学校	堂前町 5-21	(024) 932-5291
15	芳山小学校	長者二丁目 8-24	(024) 932-5294
16	橘小学校	堤下町 4-4	(024) 932-5295
17	開成小学校	開成三丁目 14-7	(024) 932-5299
18	芳賀小学校	芳賀二丁目 20-17	(024) 944-3226
19	桃見台小学校	桃見台 12-3	(024) 932-5303
20	赤木小学校	赤木町 7-41	(024) 932-5305
21	桜小学校	字山崎 5	(024) 932-5290
22	中央公民館	麓山一丁目 8-4	(024) 934-1212
23	小原田地域公民館	小原田四丁目 3-4	(024) 944-3649
24	芳賀地域公民館	芳賀二丁目 6-1	(024) 944-3559
25	開成地域公民館	開成三丁目 14-10	(024) 932-9041
26	名倉地域公民館	字名倉 248-3	(024) 945-9894
27	桑野地域公民館	亀田一丁目 28-4	(024) 934-3030
28	久留米地域公民館	久留米三丁目 46	(024) 945-2582
29	桃見台地域公民館	桃見台 12-3	(024) 932-9035

30	薫地域公民館	鶴見坦二丁目 19-27	(024)924-0049
31	赤木地域公民館	赤木町 7-19	(024)924-0293
32	開成山公園	開成一丁目 5	—
33	島中央公園	島一丁目 425	—
34	香久池公園	香久池一丁目 304	—
35	酒蓋公園	深沢二丁目 291	—
36	菜根一丁目公園	菜根一丁目 171	—
37	咲田公園	咲田二丁目 160	—
38	昭和一丁目公園	昭和一丁目 132	—
39	鐘堂公園	虎丸町 315	—
40	小原田公園	小原田二丁目 156-3	—
41	名倉公園	宇名倉 250-9	—
42	水・緑公園	開成二丁目 163	—
43	さくら公園	久留米五丁目 60	—
44	桃見台公園	桃見台 36-3	—
45	天正坦公園	開成六丁目 336-2	—
46	桑野公園	亀田一丁目 813	—
47	梅林公園	開成四丁目 213-3	—
48	かおる公園	鶴見坦二丁目 176-3	—
49	島公園	島二丁目 779	—
50	西ノ内公園	西ノ内二丁目 265	—
51	開成五丁目公園	開成五丁目 293-2	—
52	菜根東公園	菜根三丁目 492	—
53	七ッ池公園	七ッ池町 297	—
54	亀田公園	亀田一丁目 812	—
55	山崎公園	香久池二丁目 283	—
56	鴻ノ巣公園	方八町二丁目 237	—
57	鶴見坦公園	鶴見坦三丁目 32-1	—
58	台新公園	台新一丁目 804	—
59	麓山公園	麓山一丁目 347	—
60	荒池西公園	池ノ台 203	—
61	菱田公園	菱田町 12-2	—
62	本町緑地	本町一丁目 299-2	—
63	廻渕公園	備前館一丁目 190	—

64	備前館公園	備前館二丁目 134	—
65	不動前公園	不動前一丁目 136	—
66	総合体育館	豊田町 3-10	(024)934-1500
67	障害者福祉センター	香久池一丁目 15-15	(024)934-5811
68	中央児童公園	愛宕町 135	—
69	荒池公園	愛宕町 133	—
70	開拓公園	開成二丁目 18-1	—
71	中町緑地	中町 69-2	—
72	若葉公園	若葉町 44-2	—
73	駅前広場	駅前二丁目 3-1	—
74	芳山公園	虎丸町 230-2	—
75	労働福祉会館	虎丸町 7-7	(024)932-5279
76	郡山地域職業訓練センター	清水台一丁目 6-1	(024)932-7900
77	咲田消防センター	咲田二丁目 10-1	—
78	麓山消防センター	麓山一丁目 7-12	—
79	郡山地方広域消防組合消防本部	堂前町 5-16	(024)923-8171
80	ミュージカルがくと館	開成一丁目 1-1	(024)924-3715
81	郡山市民文化センター	堤下町 1-2	(024)934-2288
82	男女共同参画センター	麓山二丁目 9-1	(024)924-0900
83	開成山野球場	開成一丁目 5-12	(024)925-0454
84	開成山陸上競技場	開成一丁目 5-12	(024)932-5327
85	開成山弓道場	開成一丁目 5-12	—

大槻地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	大槻小学校	大槻町字城ノ内 120	(024)951-6963
2	大槻中学校	大槻町字西ノ宮西 4-1	(024)951-2513
3	青少年会館	大槻町字漆棒 82	(024)961-8282
4	西部体育館	大槻町字漆棒 48	(024)961-4250
5	小山田小学校	大槻町字六角 26	(024)952-1414
6	大槻公民館大槻分室	大槻町字中柵 31-1	(024)951-1512
7	小山田地域公民館	大槻町字六角 50-1	(024)952-3123
8	静公園	大槻町字中野二丁目 103	—

9	中谷地公園	大槻町字下町東 51	—
10	大槻ふれあいセンター (大槻公民館)	大槻町字中前田 56-1	(024) 951-1512
11	中央公民館針生分館	大槻町字笹ノ台 71-1	(024) 932-9036
12	総合地方卸売市場管理事務所	大槻町字向原 114	(024) 961-1140
13	堤公園	堤三丁目 244	—
14	木葉山公園	土瓜一丁目 271	—
15	大成小学校	鳴神二丁目 55	(024) 951-3445
16	大成地域公民館	鳴神二丁目 55	(024) 951-9049
17	大成公園	鳴神二丁目 138	—
18	西部公園	柏山町 108	—
19	朝日が丘小学校	御前南四丁目 1	(024) 952-4225
20	大槻東地域公民館	御前南二丁目 9 3	(024) 961-3339
21	郡山第七中学校	御前南二丁目 110	(024) 951-8200

富田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先(電話)
1	富田小学校	町東三丁目 147	(024) 951-0263
2	富田公民館	町東三丁目 84	(024) 951-0260
3	砂子田公園	町東三丁目 165	—
4	富田東小学校	富田町字天神林 36	(024) 923-7481
5	富田西小学校	富田町字大十内 85-5	(024) 961-8581
6	郡山第六中学校	富田町字十文字 2	(024) 951-0264
7	富田中学校	富田町字細田 83-1	(024) 938-7521
8	富田東地域公民館	富田町字天神林 40-1	(024) 925-3355
9	富田西ふれあいセンター (富田西地域公民館)	富田町字大十内 85-22	(024) 966-2262
10	うねめ4号公園	富田町字大十内 85-138	—
11	百合ヶ丘2号公園	富田町字坦ノ腰 2-103	—
12	上鶴蒔田公園	富田町字上鶴蒔田 6-32	—
13	豊年田公園	富田町字豊年田 19-4	—
14	丸山公園	富田町字丸山 2-126	—
15	水神館公園	富田町字上ノ台 52-3	—
16	下亀田公園	富田町字下亀田 1-4	—
17	向館消防センター	富田町字館南 9-2	—

18	うねめ1号公園	うねめ町 125	—
19	うねめ2号公園	うねめ町 225-1	—
20	希望ヶ丘公園	希望ヶ丘 31-1	—
21	大島小学校	並木四丁目 10	(024)933-6761
22	屋敷前公園	並木二丁目 7	—
23	大島東公園	並木一丁目 11	—
24	大島西公園	並木四丁目 2	—
25	伊勢下公園	並木五丁目 11	—
26	大島地域公民館	桑野五丁目 5-1	(024)923-9287
27	大島中央公園	桑野五丁目 8	—
28	ニコニコこども館	桑野一丁目 2-3	(024)924-2525
29	郡山第五中学校	桜木二丁目 20-5	(024)932-5319
30	桜木公園	桜木二丁目 335-1	—

東部地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先(電話)
1	水門町公園	水門町 247-1	—
2	白岩コミュニティ消防センター	白岩町字柿ノ口 21	—
3	白岩小学校	白岩町字柿ノ口 1-1	(024)956-8400
4	東芳小学校	阿久津町字大關 250	(024)944-7899
5	東部地域公民館	阿久津町字久保 24-1	(024)944-4913
6	緑ヶ丘第一小学校	緑ヶ丘東一丁目 20-1	(024)942-2960
7	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘西四丁目 1-1	(024)956-2080
8	緑ヶ丘ふれあいセンター (緑ヶ丘地域公民館)	緑ヶ丘東三丁目 1-21	(024)944-0001
9	東部中央公園	緑ヶ丘西一丁目 17-1	—
10	赤沼公園	緑ヶ丘東四丁目 34-1	—
11	石作公園	緑ヶ丘西三丁目 20-1	—
12	温石平公園	緑ヶ丘東二丁目 23-1	—
13	猫田公園	緑ヶ丘東二丁目 23-1	—
14	赤沼北公園	緑ヶ丘東六丁目 25-1	—
15	蒲倉南公園	緑ヶ丘西四丁目 21-1	—
16	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘東七丁目 36-1	—
17	前田公園	緑ヶ丘東七丁目 36-3	—

安積地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	安積第一小学校	安積町荒井字神明 6-1	(024)945-0997
2	安積第二中学校	安積町成田字兎田向 1-1	(024)947-1124
3	安積南地域公民館	安積町笹川字吉田 40-81	(024)945-2583
4	安積総合学習センター (安積公民館)	安積町荒井字南赤坂 265	(024)945-6466
5	カルチャーパーク	安積町成田字東丸山 61	(024)947-1600
6	安積第三小学校	安積町成田字北山崎 18-3	(024)945-8700
7	永盛小学校	安積町日出山字新鋤 14	(024)945-1708
8	柴宮小学校	安積町荒井字万海 7-1	(024)945-3013
9	安積公民館安積分室	安積一丁目 30	(024)945-1226
10	柴宮地域公民館	安積町荒井字前田 24-1	(024)945-2584
11	永盛地域公民館	安積町日出山字旧屋敷 44-1	(024)947-0277
12	柴宮4号公園	安積町荒井字柴宮山 27-100	—
13	篠原公園	安積町日出山三丁目 224	—
14	大根畑公園	安積町荒井字大根畑 1	—
15	東前田公園	安積町荒井字東前田地内	—
16	荒屋敷3号公園	安積町笹川字荒屋敷 1-34	—
17	深田公園	安積町日出山一丁目 97	—
18	長久保公園	安積町長久保一丁目 20-1	—
19	前田端公園	安積二丁目 273	—
20	池田公園	安積町日出山二丁目 52	—
21	西宿公園	安積四丁目 294	—
22	西勝田公園	安積町長久保五丁目 4-1	—
23	伝角田公園	安積町長久保三丁目 7-1	—
24	巳六段公園	安積町荒井字巳六段 30	—
25	笹原公園	安積一丁目 94	—
26	日出山公園	安積町日出山三丁目 46	—
27	四ツ長公園	安積二丁目 131	—
28	中田公園	安積四丁目 92	—
29	茸谷地公園	安積町荒井字茸谷地地内	—
30	檜ノ下公園	安積三丁目 73	—
31	浮洲ヶ岡公園	安積町日出山二丁目 95	—

32	北向公園	安積町笹川字北向 61-24	—
33	荒沼公園	安積町南長久保一丁目 175	—
34	荒井中央公園	安積町荒井字南大部 28-4	—
35	八幡公園	安積一丁目 149	—
36	築地公園	安積町日出山四丁目 124	—
37	永盛南公園	安積町日出山字南台 71-2	—
38	神明公園	安積町荒井字神明地内	—
39	荒井1号公園	安積町荒井字林ノ越 8-31	—
40	滝ノ尻公園	安積町南長久保二丁目 107	—
41	中ノ渡戸公園	安積町笹川字中ノ渡戸 9-45	—
42	荒池下2号公園	安積町笹川字荒池下 19-3	—
43	荒屋敷2号公園	安積町笹川字荒屋敷 1-50	—
44	明見前公園	安積町笹川字明見前 5-1	—
45	吉田1号公園	安積町笹川字吉田 28-204	—
46	笹川公園	安積町長久保三丁目 27-1	—
47	長久保二丁目公園	安積町長久保二丁目 4-17	—
48	荒井3号公園	安積町荒井字下北井前 1-23	—
49	撫子前公園	安積町荒井字撫子前 25	—
50	安積消防センター	安積町長久保一丁目 16-37	—
51	安積中学校	成山町 1	(024)945-1489
52	成山公園	成山町 194	—
53	笹川二丁目公園	笹川二丁目 110	—
54	安積第二小学校	三穂田町川田字柿ノ木 55	(024)945-9771

三穂田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先(電話)
1	穂積小学校	三穂田町八幡字北山 1-1	(024)954-2395
2	三穂田中学校	三穂田町富岡字葛幡 20	(024)954-2320
3	三穂田公民館	三穂田町八幡字東屋敷 6	(024)953-2819
4	三穂田地域交流センター	三穂田町富岡字吉室内 106-1	(024)954-2083
5	三穂田ふれあいセンター (三穂田公民館鹿ノ崎分室)	三穂田町富岡字鹿ノ崎 11-1	(024)954-2111
6	三和小学校	三穂田町富岡字柿ノ口 14-1	(024)954-2076

逢瀬地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	多田野小学校	逢瀬町多田野字南大界 1	(024)957-3955
2	多田野小学校堀口分校	逢瀬町多田野字上古川林 9-1	(024)957-3006
3	逢瀬コミュニティセンター (逢瀬公民館)	逢瀬町多田野字南原 3	(024)957-2417
4	旧河内小学校夏出分校	逢瀬町河内字鳥井戸 6	(024)984-3259
5	河内ふれあいセンター (逢瀬公民館河内分館)	逢瀬町河内字西荒井 156	(024)957-3305
6	河内小学校	逢瀬町河内字町東 13-1	(024)957-2522
7	逢瀬中学校	逢瀬町多田野字長倉山 1-1	(024)957-2213

片平地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	片平小学校	片平町字小林 3-1	(024)951-5420
2	片平中学校	片平町字大笠松 4	(024)951-5895
3	片平ふれあいセンター (片平公民館)	片平町字町南 7-2	(024)951-5730
4	蟻塚公園	片平町字新蟻塚 94-2	—
5	中ノ目公園	中ノ目一丁目 24	—
6	西部第二体育館	待池台一丁目 7	(024)959-4554
7	深谷公園	待池台一丁目 55-34	—
8	長橋公園	待池台二丁目 60-10	—

喜久田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	喜久田小学校	喜久田町堀之内字上馬面 3	(024)959-2006
2	喜久田中学校	喜久田町堀之内字下上ノ台 19	(024)959-2204
3	喜久田ふれあいセンター (喜久田公民館)	喜久田町堀之内字下河原 1	(024)959-2205
4	堀ノ内公園	喜久田町堀之内字堀内 179-1	—
5	百合ヶ丘公園	喜久田町字入之内 15-50	—
6	菖蒲池公園	喜久田町字菖蒲池 19-4	—
7	宇部公園	喜久田町卸三丁目 42	—

日和田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	高倉小学校	日和田町高倉字舘腰 25-3	(024)958-4088
2	日和田中学校	日和田町字中林 27	(024)958-5496
3	日和田公民館	日和田町字小堰 23-4	(024)958-2352
4	日和田地域交流センター	日和田町広野入 5-1	(024)958-6550
5	日和田小学校	日和田町字日向 19	(024)958-5493
6	安積山公園	日和田町字安積山 44	—
7	日向公園	日和田町字原町 37	—
8	高倉公園	日和田町高倉字町浦 79	—
9	蛇骨地藏堂南公園	日和田町背戸 51	—

富久山地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先（電話）
1	行健第二小学校	富久山町八山田字八津 11-2	(024)922-9989
2	明健小学校	富久山町八山田字大森新田 70	(024)935-2730
3	小泉小学校	富久山町北小泉字清水 50	(024)956-7307
4	行徳小学校	富久山町久保田字三御堂 143-1	(024)923-2830
5	行健中学校	富久山町久保田字大原 16	(024)932-1815
6	富久山総合学習センター (富久山公民館)	富久山町福原字泉崎 181-1	(024)925-1500
7	行健小学校	富久山町久保田字空谷地 23-1	(024)922-0903
8	富久山公民館富久山分室	富久山町久保田字久保田 216	(024)932-2709
9	行徳地域公民館	富久山町久保田字柵形 43	(024)924-0376
10	善宝池公園	富久山町久保田字大原 163	—
11	福原公園	富久山町八山田字山神久保 6-3	—
12	久保田公園	富久山町久保田字久保田 53-2	—
13	勝木沢公園	富久山町八山田字勝木沢 102	—
14	室ノ前公園	富久山町八山田字室ノ前 1-5	—
15	菱池公園	富久山町八山田字菱沼 1-71	—
16	南小泉公園	富久山町南小泉字三口 40-64	—
17	陣場公園	富久山町福原字陣場 108-1	—
18	山道公園	富久山町八山田字山道 19-1	—

19	平成記念郡山こどものもり公園	富久山町福原字左内 5-2	(024)958-5570
20	明健中学校	富久山町八山田字大森新田 70	(024)935-1071
21	富久山コミュニティ消防センター	八山田三丁目 173	—
22	八山田公園	八山田五丁目 468	—
23	舘前公園	八山田三丁目 245	—
24	南広谷公園	八山田二丁目 223	—
25	阿良池公園	八山田一丁目 106	—
26	宮脇公園	八山田四丁目 181	—
27	三ツ坦公園	八山田六丁目 261	—
28	前林公園	八山田七丁目 197	—

湖南地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先 (電話)
1	湖南小中学校	湖南町三代字京塚 581-1	(024)982-3222
2	湖南コミュニティセンター	湖南町舟津字舟津 852	(024)982-2112
3	サニーランド湖南	湖南町福良字台島 8588	(024)983-2277
4	サンサングリーン湖南 (郡山市緑地等管理中央センター)	湖南町福良字台島 8584	(024)982-2811
5	湖南公民館	湖南町福良字家老 9390-4	(024)983-2543
6	旧月形小学校	湖南町舘字舘 127	(024)924-2421
7	旧中野小学校	湖南町中野字堰内 2485	(024)924-2421
8	旧福良小学校	湖南町福良字浦町前 8387-1	(024)924-2421

熱海地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先 (電話)
1	熱海小学校石筵分校	熱海町石筵字原田 311-1	(024)984-3171
2	安子島小学校	熱海町安子島字桜畑 78-1	(024)984-1511
3	上伊豆島小学校	熱海町上伊豆島字西畑 32	(024)984-3190
4	熱海中学校	熱海町玉川字阿曾沢山 19-2	(024)984-3167
5	ユラックス熱海	熱海町熱海二丁目 148-2	(024)984-2800
6	磐梯熱海スポーツパーク体育館	熱海町高玉字南泥布沢 2-7	(024)984-1781
7	熱海小学校	熱海町高玉字樋口 170	(024)984-1866
8	切払公園	熱海町熱海二丁目 119	—
9	熱海消防センター	熱海町熱海四丁目 1 1 0	—

10	熱海温泉事業所	熱海町熱海五丁目 2 6	(024)984-2688
----	---------	--------------	---------------

田村地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先 (電話)
1	高瀬小学校	田村町上行合字良耕地 22-3	(024)955-3781
2	守山小学校	田村町守山字三ノ丸 1	(024)955-3105
3	御代田小学校	田村町御代田字中林 8	(024)944-0096
4	栃山神小学校	田村町栃山神字千穂 8	(024)975-2080
5	守山中学校	田村町山中字団子田 177-2	(024)955-3108
6	高瀬中学校	田村町上行合字北山田 1	(024)955-3123
7	田村公民館	田村町岩作字穂多礼 40-3	(024)955-3842
8	高瀬地域公民館	田村町上行合字宮耕地 93-1	(024)955-3846
9	二瀬地域公民館	田村町栃本字市殻 4-2	(024)975-2666
10	東部勤労者研修センター	田村町金屋字下夕川原 167-2	(024)943-8580
11	東部体育館	田村町金屋字下夕川原 167-2	(024)943-5558
12	谷田川小学校	田村町谷田川字北表 21	(024)955-3165
13	田母神小学校	田村町田母神字作ノ入 125	(024)975-2400
14	二瀬中学校	田村町栃本字大花 10	(024)975-2268
15	大安場公園	田村町桜ヶ丘二丁目 227	—
16	宮田公園	田村町下行合字宮田 130-91	—
17	上河原公園	田村町守山字上河原 4-4	—
18	桜ヶ丘二丁目公園	田村町桜ヶ丘二丁目 295-5	—
19	木と遊ぶ公園	田村町東山一丁目 1-107	—
20	花と緑の公園	田村町東山一丁目 2-146	—
21	ふれあい公園	田村町東山一丁目 3-89	—
22	大安場史跡公園	田村町大善寺字大安場 160	(024)965-1088

西田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先 (電話)
1	三町目小学校	西田町三町目字竹ノ内 129-1	(024)972-2480
2	大田小学校	西田町大田字込内 664	(024)972-2037
3	根木屋小学校	西田町根木屋字明代 19-2	(024)972-2680
4	西田中学校	西田町鬼生田字杉内 535	(024)972-2215

5	西田ふれあいセンター (西田公民館)	西田町三町目字桜内 259	(024)972-2807
6	西田地域交流センター	西田町三町目字仁王ヶ作 19-2	(024)972-2570
7	高野小学校	西田町丹伊田字万才光内 610	(024)972-2890
8	鬼生田小学校	西田町鬼生田字西原 288	(024)972-2130
9	木村公園	西田町木村字二池 105-4	—
10	中原広場公園	西田町鬼生田字中原 553	—

中田地区

番号	施設		
	名称	住所	連絡先(電話)
1	御館小学校下枝分校	中田町下枝字大平 356	(024)973-3314
2	海老根小学校	中田町海老根字櫛山 150	(024)944-7205
3	御館中学校	中田町中津川字町田前 388	(024)973-3341
4	宮城中学校	中田町高倉字古御館 178-1	(024)944-3855
5	中田地域交流センター	中田町中津川字町田前 179-1	(024)973-3566
6	御館小学校	中田町中津川字町田前 278	(024)973-3368
7	宮城小学校	中田町高倉字宮ノ脇 218-1	(024)944-7053
8	中田ふれあいセンター (中田公民館)	中田町下枝字大平 358	(024)973-2951
9	黒木消防センター	中田町黒木字大坂 343-3	—

注1 平成27年4月1日現在における避難施設である。(331箇所)

2 「収容人数」は、避難住民1人当たり2.0㎡の面積として収容した場合の人数である。

3 「構造」の「コンクリート造」欄は、RC構造及びSRC構造を含む。

4 耐震性を優先したため、コンクリート造りの建造物の中では耐震設計基準を満たしていないものは指定から除外している。

5 「アスベスト等有害物質が使用されていない」ことを指定基準としている。

第6 その他

1 県との連携確保のための調整における主な留意事項

[第2編 第1章 第2 3 (1)]

措置の内容	留意事項
住民の避難	① 知事の避難の指示実施時における提示事項 ② 避難実施要領の記述内容 ③ 避難誘導時における関係機関等の役割分担 ④ 市長が警報等の内容を伝達する対象 ⑤ 避難及び運送手段の確保方法 ⑥ 中継施設の指定・調整等
避難住民の救援	① 救援に関する関係機関の役割分担 ② 避難住民の受入可能人数 ③ 安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	① 生活関連等施設の状況 ② 放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 ③ 応急措置等の内容の役割分担 ④ 被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	① 自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 ② 国民保護措置法に対する安全確保の配慮

2 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

[第2編 第1章 第4 (1)]

その他関係機関名	市	県
消防本部	市を管轄する消防本部	全消防本部
指定公共機関 指定地方公共機関	—	○
国関係機関 (自衛隊含む。)	— ※緊急の場合、福島地方協力本部及び市の区域を所管する陸上自衛隊駐屯地等に情報提供	○
社会福祉協議会	市社会福祉協議会	県社会福祉協議会
医師会	郡山医師会	県医師会
避難施設	避難施設(市立学校、公民館等市立の施設等)	避難施設(県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設)
協定締結先機関	市が締結している機関	県が締結している機関

3 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

〔第2編 第1章 第4 2 (5)〕

施設等の名称	市	県
学校（避難施設指定校を除く。）	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校
病院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関すべてに実施。
駅・空港・港湾	市の区域内にある駅	福島空港、小名浜港、相馬港 （東日本旅客鉄道株式会社、会津鉄道株式会社、阿武隈急行株式会社、野岩鉄道株式会社）
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設
大規模集合住宅	市営住宅等	県営住宅
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）

4 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

〔第2編 第2章 1 (1)〕

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地 図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人 口 分 布	地区（字）ごとの人口、世帯数昼夜別人口等
武力攻撃災害時 要 援 護 者 等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時要援護者の支援プラン） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸 送 力	輸送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避 難 施 設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等避難施設の開設手順及び開設担当者（部署）
備 蓄 物 資 ・ 調 達 可 能 物 資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
そ の 他 施 設	自衛隊施設等

5 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担

〔第2編 第2章 3 (1)〕

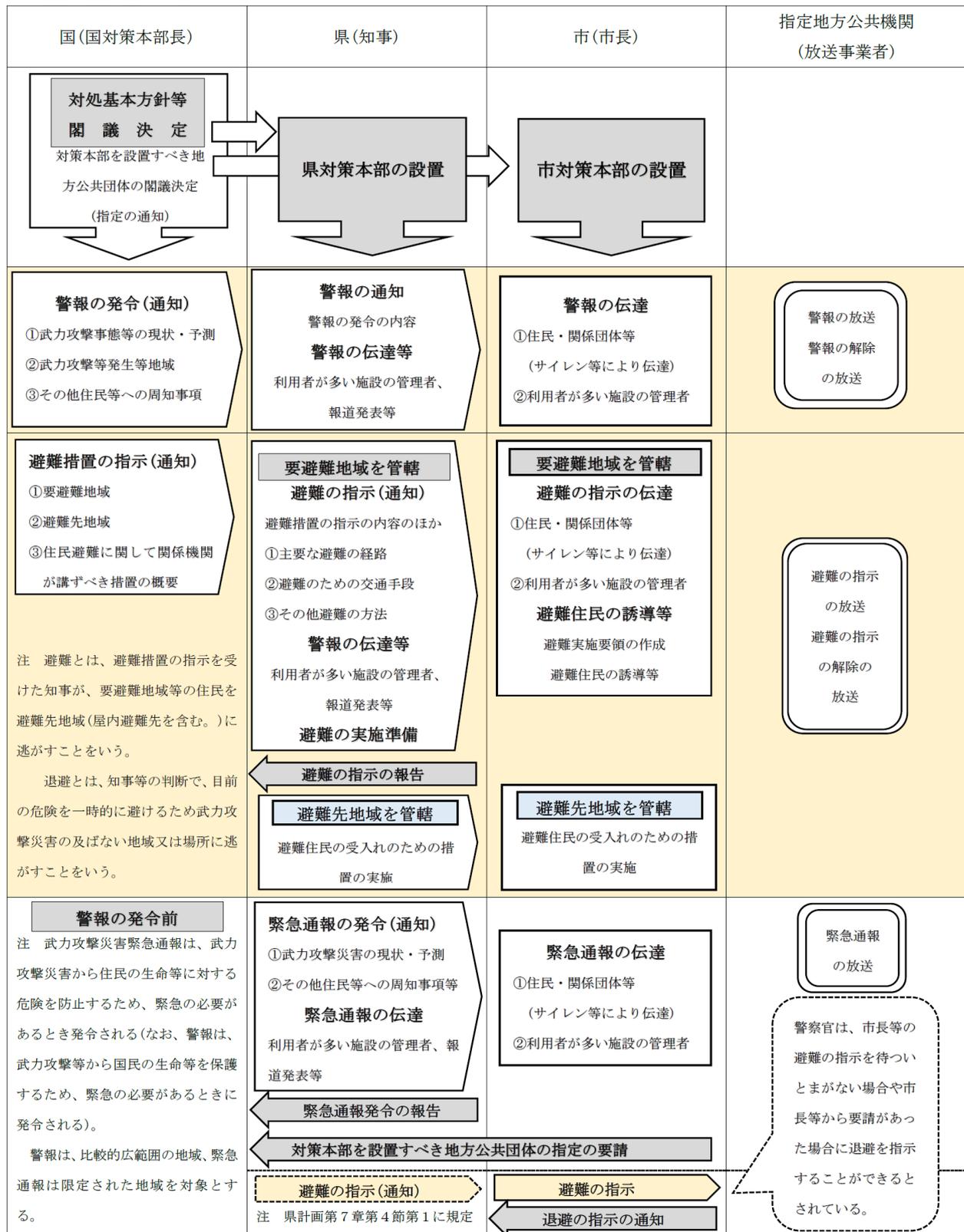
救援に関する措置の内容	市〔市長〕	県（知事）
収用施設の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借り上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の供与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与 ※備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	①炊き出しその他による食品の供与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配送
緊急物資の受入れ、配送	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分	○
医療の提供及び助産	①医療〔市が編成した医療救護班に医療の提供〕 ②助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 ②助産
被災者の捜索及び救出	○	○
埋葬及び火葬	○	※市町村の区域を超える調整が必要な場合の対応
電話その他の通信設備の提供	—	○
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○ (緊急に修理が必要な場合)	○
学用品の給与	○ 〔市立学校〕	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を超える調整が必要な場合の対応
死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等

6 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

〔第2編 第2章 3 (2)〕

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設（福祉避難所等を含む。）の所在地（地図情報含む）、収容能力等 一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・ 調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

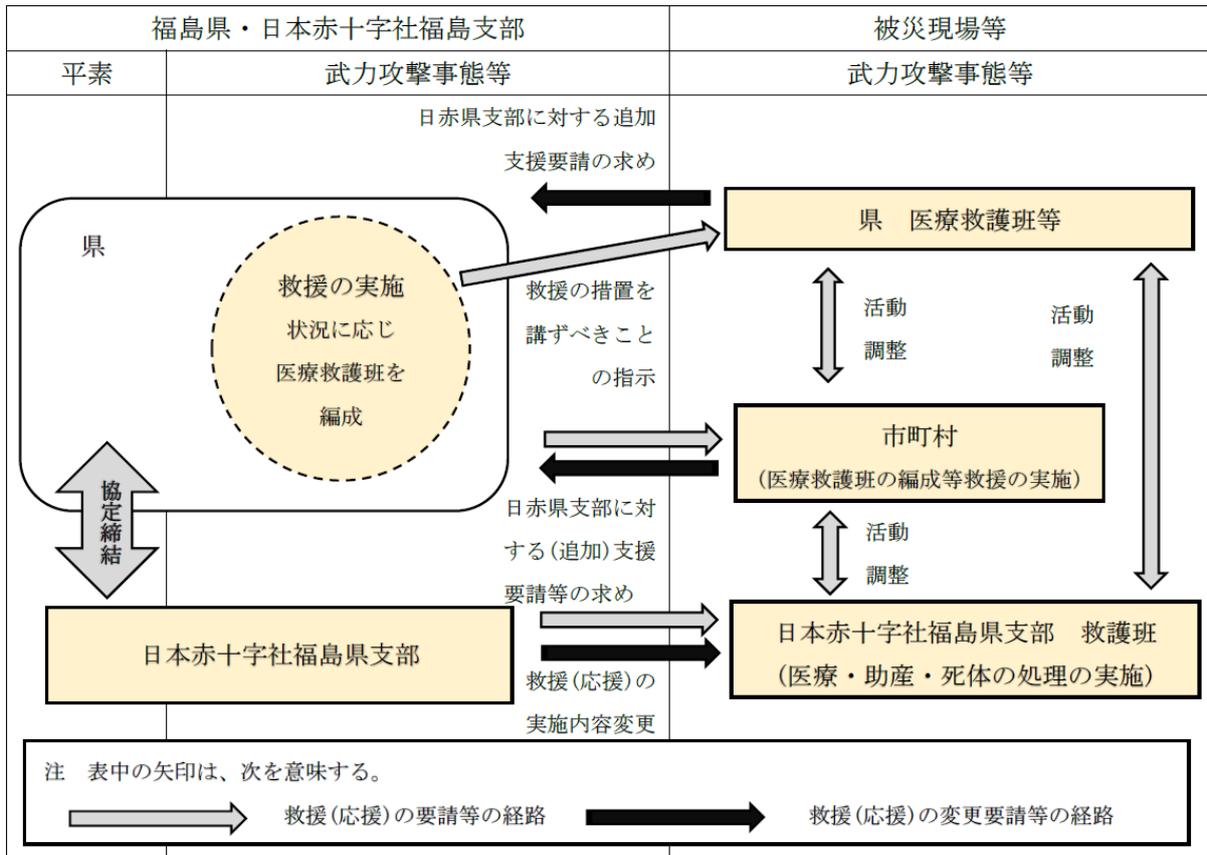
7 住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等
〔第3編 第4章〕



注 県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

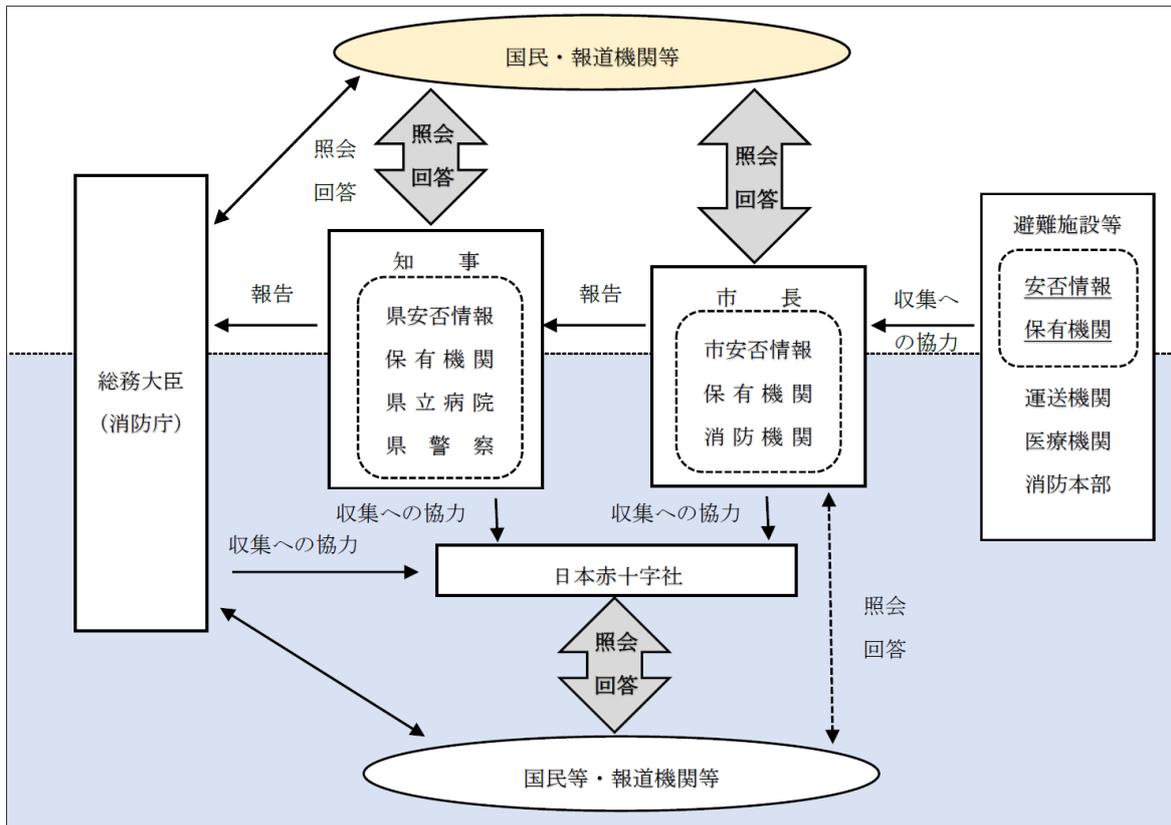
8 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係

〔第3編 第5章 2 (3)〕



9 安否情報の収集及び提供のフロー

〔第3編 第6章 3～4〕



第7 関係条例等

郡山市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、郡山市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

(専門委員)

第3条 法第40条第6項の規定により専門委員を置いた場合において、専門委員は、同項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐させるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(部会)

第7条 協議会は、協議会の所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

郡山市国民保護協議会委員名簿

職 名	所 属
会 長	郡山市長
同職務代理者	郡山市副市長
	郡山市副市長
1 号 委 員	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長
	農林水産省東北農政局福島地域センター(郡山庁舎)総括農政業務管理官
2 号 委 員	陸上自衛隊第六特科連隊長兼郡山駐屯地司令
3 号 委 員	福島県県中地方振興局長
	福島県県中建設事務所長
	福島県県中農林事務所長
	福島県警察郡山警察署長
	福島県警察郡山北警察署長
4 号 委 員	郡山市副市長
	郡山市副市長
5 号 委 員	郡山市教育長
	郡山地方広域消防組合消防長
	郡山市消防団長
6 号 委 員	郡山市水道事業管理者
	郡山市総務部長
	郡山市政策開発部長
	郡山市財務部長
	郡山市税務部長
	郡山市市民部長
	郡山市文化スポーツ部長
	郡山市生活環境部長
	郡山市保健福祉部長
	郡山市こども部長
	郡山市農林部長
	郡山市産業観光部長
	郡山市建設交通部長
	郡山市都市整備部長
	郡山市下水道部長
郡山市水道局長	

6号委員	郡山市教育総務部長
	郡山市学校教育部長
	郡山市会計管理者
7号委員	日本郵便株式会社 郡山郵便局長
	東日本旅客鉄道株式会社 郡山駅長
	株式会社NTT東日本-東北 郡山エリア支店長
	日本通運株式会社 郡山支店長
	東北電力株式会社 郡山営業所長
	日本放送協会 郡山支局長
	株式会社福島中央テレビ 報道制作局長
	株式会社福島放送 報道制作局
	株式会社福島民報社 郡山本社代表
	福島民友新聞社株式会社 郡山総支社長
	エフエム福島 放送本部長
	福島交通株式会社 郡山支社長
8号委員	東部瓦敷株式会社 福島支店長
	郡山市自主防災連絡協議会長
	郡山市女性消防協力会連絡協議会長
	郡山医師会長
	郡山市社会福祉協議会長
	郡山市婦人団体共同協議会

郡山市国民保護対策本部及び郡山市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、郡山市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び郡山市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を国民保護対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、郡山市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

郡山市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」は第1号様式のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式、以下「交付台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第3号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第4号様式)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(第5号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災危機管理課が行うものとする。

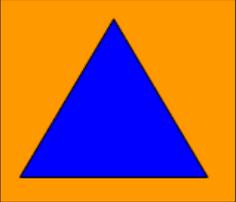
附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

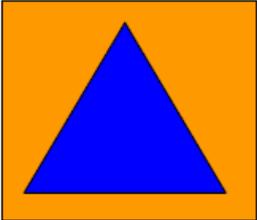
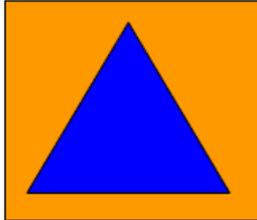
別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：郡山市1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の全部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及びは後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

第1号様式（第2条関係）

身分証明書

表面

	郡山市長	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personal		
氏名/Name.....		
生年月日/Date of birth.....		
この証明証の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国先的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as		
受付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry.....		

日本工業規格 A7（横 74mm 縦 105mm）

裏面

身長/Height.....	眼の色/Eye.....	頭髪の色/Hair.....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information 血液型/Blood type.....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

第3号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

郡山市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字)	生年月日(西暦)
(ローマ字)年.....月.....日
申請者の連絡先 住所：〒	写真 縦4×横3 (身分証明書の交付は 使用許可の場合のみ)
電話番号：	
E-mail：	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身長：.....cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....(Rh因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)
資格：.....
証明書番号：..... 交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....
返納日：.....

第4条様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

	年 月 日
郡山市長 <div style="text-align: center;"> 申 請 書 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ 印 </div>	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第5号様式（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
郡山市長	
申 請 書	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

第8 郡山市国民保護計画の修正履歴

修正年月日	修正等の概要
平成 19 年 4 月	郡山市国民保護計画の策定
平成 28 年 1 月	<p>【本編】 一部修正</p> <ul style="list-style-type: none">・「国民の保護に関する基本指針」及び「福島県の国民の保護に関する計画」の修正を踏まえ計画に反映。→消防団の入団促進に係る記述の見直し→様々な情報伝達システムを活用した警報の周知→安否情報システムによる安否情報の収集・報告及び回答等の手続きに係る記述の見直し <p>【資料編】 一部修正</p> <ul style="list-style-type: none">・本編の修正と整合性を図るため、関係機関の名称等の時点修正、計画策定後に指定した避難場所を新たに掲載。

第9 用語集

【 あ 行 】

あ

〔 安否情報 〕

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕

い

〔 e-ラーニング 〕

パソコンやインターネットなどを利用した教育

う

〔 受入地域 〕

県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕

え

〔 NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃） 〕

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃

〔 NBC災害 〕

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

お

〔 応急公用負担 〕

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

【 か 行 】

か

〔 化学剤 〕

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）

き

〔 危険物質等 〕

引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕

〔 基本指針 〕

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕

〔 救援 〕

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕

〔 救護班 〕

医師、看護師等で組織される数名のチームで災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの

〔 緊急交通路 〕

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕

〔 緊急対処事態 〕

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕

〔 緊急対処事態対処方針 〕

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕

〔 緊急対処保護措置 〕

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕

〔 緊急通行車両 〕

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕

〔 緊急通報 〕

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕

〔 緊急被ばく医療派遣チーム 〕

原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム

〔 緊急物資 〕

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕

け

〔 警戒区域 〕

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕

〔 警報 〕

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕

〔 県国民保護協議会 〕

県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関〔法第37条〕

〔 県民等保護計画 〕

基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第34条〕

〔 県対策本部 〕

県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、福島県民等保護対策本部〔法第27条第1項〕

こ

〔 広域応援体制 〕

都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制

〔 広域緊急援助隊 〕

高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊

〔 後方医療活動 〕

災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。

〔 国際人道法 〕

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）

〔 国民保護措置 〕

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕

〔 国民保護等派遣 〕

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

〔 国民保護協議会 〕

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を策定するための諮問機関

〔 国民保護対策本部 〕

都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域にかかる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行う組織

【 さ 行 】

さ

〔 災害時優先電話 〕

災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話

〔 災害時要援護者 〕

次のいずれかに該当する者

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者
例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

し

〔 自主防災組織 〕

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕

〔 市町村国民保護計画 〕

県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画〔法第35条〕国民保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救助などに関する事項や備蓄品、訓練などに関する事項などを定める

〔 指定行政機関 〕

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第4号〕

〔 指定公共機関 〕

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕

〔 指定地方行政機関 〕

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕

〔 指定地方公共機関 〕

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕

〔 指定地方公共機関国民保護業務計画 〕

県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画〔法第36条〕

〔 収用 〕

知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること

〔 収容施設 〕

被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む）

〔 除染 〕

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること

せ

〔 生活関連等施設 〕

国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条〕

〔 生活関連物資等 〕

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕

〔 生物剤 〕

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの

そ

〔 相互応援協定 〕

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

【 た 行 】

た

〔 大規模集客施設 〕

デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設

〔 対処基本方針 〕

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕

〔 対処措置 〕

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕

〔 ダーティーボム 〕

爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾

〔 弾道ミサイル 〕

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル

ち

〔 治安出動 〕

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕

と

〔 特定物質 〕

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕

〔 トリアージ 〕

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

【 は 行 】

ひ

〔 非常通信協議会 〕

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕

〔 非常通信体制 〕

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制

〔 避難先地域 〕

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）〔法第52条第2項第2号〕

〔 避難施設 〕

知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕

〔 避難実施要領 〕

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕

〔 避難住民 〕

避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）

〔 避難住民等 〕

避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕

〔 避難措置の指示 〕

国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕

〔 避難の指示 〕

避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕

〔 避難誘導 〕

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕

ふ

〔 輻輳 〕

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること

〔 武力攻撃 〕

我が国に対する外部からの武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕

〔 武力攻撃事態 〕

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕

〔 武力攻撃予測事態 〕

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕

〔 武力攻撃事態等 〕

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕

〔 武力攻撃災害 〕

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕

〔 武力攻撃災害への対処に関する措置 〕

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕

〔 武力攻撃事態対処法 〕

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略

ほ

〔 防衛出動 〕

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕

〔 防護服 〕

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備

〔 防災行政無線 〕

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム

〔 保管命令 〕

救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

【 や 行 】

ゆ

〔 有事関連三法 〕

- ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）
- ・ 安全保障会議設置法の一部を改正する法律

- ・ 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の3法

〔 有事関連七法 〕

武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・ 自衛隊法の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

よ

〔 要避難地域 〕

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項第1号〕

【 ら 行 】

り

〔 利用指針 〕

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針〔特定の者の優先的な利用の確保(武力攻撃事態等)〕における特定公共施設等の利用に関する法律

郡山市国民保護計画 資料編
平成19年4月
(平成28年1月修正)

発行：郡山市
編集：郡山市総務部防災危機管理課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話：024-924-2161
FAX：024-924-0999
Eメール：bousaikikikanri@city.koriyama.fukushima.jp

印刷：郡山市総務部総務法務課